

香川県自然環境保全基本方針

平成15年4月

香 川 県

目 次

前 文	1
1 基本方針見直しの経緯	1
2 新基本方針の性格・役割	1
第1 自然環境の現状と課題	3
1 自然環境の概況	3
2 自然環境保全に関する施策の現状	5
3 自然環境保全に係る近年の主要課題	5
第2 自然環境の保全に関する基本構想	8
1 3つの理念	8
2 3つの目標	9
3 自然環境の将来像	9
第3 自然環境の保全に関する施策の基本的事項	11
1 3つの基本方向	11
2 5つの視点	12
3 自然環境の類型ごとの対応方針	13
4 主要テーマ別取扱方針	15
5 施策の効果的実施	17
参考資料	
香川県自然環境保全基本方針改正の経緯	20
香川県環境審議会自然環境部会委員名簿	21
香川県自然環境保全基本方針検討会委員名簿	22
パブリックコメント（県民の意見）の結果概要	23

前文

1 基本方針見直しの経緯

香川県では、昭和50年3月に、「香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」（以下「旧条例」という。）に基づき「香川県自然環境保全等基本方針」（以下「旧基本方針」という。）を策定しました。旧基本方針では、高度経済成長を背景とした急速な都市化や各種開発の進行から自然環境を保護することに主眼を置き、これを具現化する主要な手法として、自然の改変を規制する保護地域の指定を進めることに文面の多くを割いています。

近年、社会全体が成長型から安定・成熟型へと転換しつつある中で、自然環境保全をめぐる情勢にも大きな変化が見られます。その特徴としては、すぐれた自然風景や貴重な生態系の保護に加えて、里地里山や干潟などの身近な自然の重要性への認識が定着してきたこと、種の絶滅の回避、生物多様性の保全といった新たな視点が自然環境施策に導入されたこと、農業・森林・河川等の施策にも環境保全や環境配慮が内部化されつつあること、市民参加型の社会が志向される中で、地域住民、NPO、ボランティアが自然環境保全施策の立案や運営に深く関わるようになってきたことが挙げられます。保護地域の指定については、特定の地域の自然環境を保全する手法として、今後とも推進すべきものですが、身近な自然や生物多様性にまで対象領域を拡大してきた自然環境保全施策の今日的な諸課題に対処するためには、対象となる自然環境の特性に応じた多様な保全手段を検討し、採用していくことが必要です。

国においても、「新・生物多様性国家戦略」が平成14年3月に決定されるなどの動きがあり、自然環境保全に関する様々な状況の変化を受けて、今回、旧基本方針の見直しを行ったものです。

見直しに当たっては、学識経験者や民間団体の代表者からなる「香川県自然環境保全基本方針検討会」を平成14年7月に設置し、同年12月までの間に4回にわたる会合を開催し、新しい基本方針（以下「新基本方針」という。）の案をとりまとめました。平成15年1月29日から1ヶ月間、パブリックコメントによる県民からの意見を募集した後、新基本方針の策定を香川県環境審議会へ諮問し、同年3月25日に開催された同審議会自然環境部会の審議を経て答申がなされ、この答申を受けて、同年4月25日に新基本方針を決定したものです。

なお、旧条例は、平成14年3月に「香川県自然環境保全条例」に改正され、旧条例に置かれていた緑化推進に関する規定が、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に移されたため、新基本方針においては、旧基本方針に記載されていた緑化推進施策についての記載の削除・整理を行いました。

2 新基本方針の性格・役割

香川県が、平成12年6月に、県政運営の基本指針として策定した「香川県新世紀基本構想」では、「みどり・うるおい・にぎわいの創造」を基本目標とし、「自然との共生・持続的発展」を重点推進プランのひとつに掲げています。また、環境保全に関する取組のマスタープランである「香川県環境基本計画」（平成13年7月第2次計画策定）では、計画に基づく施策の基本方針として提示している5項目の中で、「県民が自然と共生する豊かな環境の創造」と「人と自然との豊かなふれあいが保

たれる潤いと安らぎのある快適な環境の創造」を掲げています。

新基本方針は、これらの上位構想・計画において提示されている基本的な方向性を踏まえ、「自然と共生する社会」を実現することを目的とした施策の中長期的方針としての性格を持つものです。また、新基本方針の次期見直しまでの5年間に速やかに着手すべき施策については可能な限り明示的に記載し、実践的な行動計画としての性格を併せ持つものとしています。

第1 自然環境の現状と課題

1 自然環境の概況

本県は、四国の東北部に位置し、東西92.1km、南北61.3kmの半月形の地形をしており、南に讃岐山脈が連なり、これより北に向かってゆるやかに傾斜し讃岐平野が広がっています。地質は、讃岐山脈は和泉層群で、砂岩と泥岩の互層であり、その北側には花崗岩地帯が広がり、次いで洪積層、沖積層となっています。平野部の水田地帯は、これらの岩石の風化物が河川の運搬作用によってできたもので、主として花崗岩地帯を源とする河川の流域と、和泉層群と花崗岩を源とする河川の流域では土壌の性質が異なっており、東讃部では砂質の土壌が多く、西讃部では粘質な土壌が多くなっています。讃岐平野には、屋島や五色台などの溶岩台地（メサ）、飯野山（讃岐富士）などの円錐形の孤峰（ビュート）が点在し、多くのため池とも相まって、讃岐の原風景とも言える穏やかな田園景観を形成しています。

県土は、北は瀬戸内海に臨み、海域には小豆島をはじめ大小110余の島嶼を有しており、点在する島々、半島、白砂青松の海岸が瀬戸内海独特の多島海景観を構成しています。讃岐平野の展望地とそこから望む小豆島や塩飽諸島の景観は瀬戸内海の中でも第一級のものであるとの評価を受け、瀬戸内海国立公園の第1次指定の地域に選定され、昭和9年にわが国最初の国立公園となりました。

県土面積は1,875.68km²で、全国に占める割合は0.5%と47都道府県の中で最小です。人口は、1,022,827人（平成13年）で、47都道府県中40位ですが、人口密度は545人/km²で11位、可住地面積比率は52.3%で10位と、高度な土地利用が行われています。

主な土地利用は、平成12年10月現在で、森林892km²（県土面積に占める割合47.4%）、農用地347km²（18.5%）、宅地182km²（9.7%）、道路93km²（5.0%）などとなっています。近年の傾向としては、農地が減少する一方で、宅地や道路などの面積の増加が続いています。

また、農地については、面積の減少のみならず、耕作放棄地の増加が急速に進んでいます。耕作放棄地の面積は、平成2年から平成12年までの間に、24.3km²から29.2km²へと約20%も増加しており、特に平地の農地で顕著に進んでいます。この背景には、平成2年に66,532人であった農業就業人口が、平成12年には55,023人（平成2年の83%）に減少していることや、農産物の価格が低迷していることなどの社会的変化があります。

本県の気候は典型的な瀬戸内式気候であり、年平均降水量は1,100mm前後と非常に少なく、また、年平均気温は16前後と比較的温暖です。日照時間は、年間2,000時間前後であり、全国的にも長い方になります。

温暖少雨という気候下にあり、かつ、河川の流路延長が短いことから、干ばつに悩まされることも多く、満濃池をはじめとする多くのため池が築造されてきました。その数は14,619（平成12年）に及び、密度（県土面積対比）は全国1位です。

ため池は農業用水の水源であるばかりではなく、洪水調節や水資源の涵養、野生生物の生息地、本県の特徴ある景観の構成要素など多面的な役割を果たしています。県内各所にダムが建設され、また、吉野川の水を導水する香川用水が完成（昭和49年に通水開始）した後も農業用水の水源等として重要な位置を占めていますが、その数は減少傾向にあり、昭和61年に16,304箇所あったため池が、平成12年には14,619箇所へと減少しています。

植生について見ると、古くから人間の活動が盛んに行われてきた地域であることから、自然植生はきわめて少なく、県土面積に占める割合は約0.4%に過ぎません。自然林としては、讃岐山脈の尾根部に大滝山のブナ林、大川山のイヌシデ林といった温帯性の森林が見られます。低地では、琴平山、藤尾山をはじめとした社寺林に暖帯性のシイ、カシ林が残されています。森林以外の自然植生としては、小豆島寒霞溪の集塊岩地域に乾燥地域特有の植生が見られるほか、河川沿いや島嶼部の海浜を中心に自然草原が見られます。

本県の森林の大半は、薪炭林や農用林として利用されてきた二次林であり、森林面積の約60%に及び、県土面積の約28%を占めています。二次林の主体は、コナラ、アベマキ、クヌギなどの落葉広葉樹林やアカマツ林となっています。讃岐山脈の山麓や小豆島にはヒノキ、アカマツ、クロマツなどのまとまった人工林もあり、森林面積の約31%、県土面積の約15%を占めています。

このように、香川の自然の特徴は、自然に対する人間の営為によって形成され、継続的な人為の働きかけによって維持されてきた二次的な自然環境が広く見られることです。二次的自然環境が県土面積のどの程度を占めるかについての正確なデータはありませんが、大まかな指標として、二次林、農耕地（水田、畑、樹園地）及びため池を合わせた面積が県土面積に占める割合を見てみると、約65%に及ぶことになります。

海岸部に目を向けると、本県は多くの島嶼を有することから、海岸線の延長は約700kmとなっており、陸地面積1,000km²当たりの海岸線延長は375kmで全国平均の約4倍となっています。海岸線の改変状況を経年でみると、自然・半自然海岸延長が減少し、人工海岸延長が大きく伸びています。平成5年の自然海岸（半自然海岸を含む）率は65.9%であり、昭和53年の70.9%から約5%低下しました。また、平成7年の海岸線を、島嶼部以外の地域と島嶼部地域の別にみると、延長は前者が約300km、後者が約400kmであり、自然海岸率は前者が46.3%、後者が80.7%となっています。

野生生物の生息環境等として重要な干潟は昭和53年には56箇所、992haありましたが、平成元年には55箇所、977haに減少しました。魚類の産卵場所等として重要な役割のある藻場についても、昭和53年に283箇所、2,009haありましたが、平成元年には219箇所、1767haに減少しています。

本県は、瀬戸内海から標高1,000mに達する讃岐山脈まで、さまざまな自然環境が見られ、古くからの人為の働きかけとも相まって多様な生態系が維持されてきました。このため、県内で確認されている在来植物の種数が約1,700種に及ぶなど、狭い県土に多様な野生動植物種が生息・生育しています。ただし、個体数の少ない種が多いという特徴があり、わずかの環境変化でも絶滅の危険性が高くなる種が多く見られます。香川県版レッドデータブックの作成を目的として平成11年度から実施している希少野生生物の生息調査（以下、「RDB調査」という。）において、絶滅のおそれのある種数は約800種に及んでいる実態が明らかになってきており、これらの種を絶滅の危機に追いやっている要因として森林の開発、ため池や河川などの水辺の改変、人手が加わらなくなったことによる自然の遷移などがあげられています。

2 自然環境保全に関する施策の現状

自然環境保全を直接の目的とした施策としては、自然公園や自然環境保全地域などの保護地域の指定による開発規制があります。これらの保護地域としては、「自然公園法」に基づく瀬戸内海国立公園、「香川県立自然公園条例」に基づく大滝大川県立自然公園、「香川県自然環境保全条例」に基づく香川県自然環境保全地域（平成14年12月現在4箇所）、香川県緑地環境保全地域（5箇所）、及び香川県自然記念物（57箇所）、「香川県自然海浜保全条例」に基づく香川県自然海浜保全地区（23箇所）、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づく香川県鳥獣保護区（22箇所）が指定されています。このうち開発行為が許可制となるのは瀬戸内海国立公園の特別地域（9,008ha）、大滝大川県立自然公園の特別地域（564ha）、香川県自然環境保全地域の特別地区（84ha）であり、これらを合わせた面積が県土面積に占める割合は約5%です。なお、香川県鳥獣保護区にも開発行為が許可制となる特別保護地区が指定されていますが、ほとんどが前述の保護地域の特別地域と重複しています。

保護地域の配置を見ると、本土沿岸部から島嶼地域にかけての瀬戸内海国立公園には、小豆島寒霞溪の乾燥地植生や琴平山の照葉樹林といった自然植生、島嶼部の自然海岸などの貴重な自然環境が多く含まれています。一方、大滝大川県立自然公園には讃岐山脈の自然林が含まれており、香川県自然環境保全地域は、藤尾山、女体山などの自然植生を保全対象としています。

このように現在の保護地域は、自然林などの自然性の高い地域が比較的良好に指定されていますが、讃岐山脈から平野にかけて広がる里地里山や干潟等の沿岸域にはあまり配置されておらず、県土の多様な自然環境を十分に保全しているとは言えません。

一方、近年の注目される動向として、森林・林業、河川、海岸・港湾、道路、農業・農村などの行政分野において、自然環境に配慮した事業の実施や自然環境を積極的に創出する取組が実施されはじめたことが挙げられます。多様な空間や土地利用に存在する自然環境を総体として保全していくためには、これらの分野における取組の充実が重要と言えます。

また、都市化が進み日常の中で自然に親しむ機会が減少するにつれて、自然とのふれあいを重視するという自然志向の高まりが見られています。平成11年度に実施した県政モニターアンケートの結果では、美化活動、緑化活動、田んぼづくり、ビオトープづくりなどの保護活動へ参加したい人の割合は83%でした。

平成4年から始まった「どんぐり銀行」の活動に代表されるように、行政と県民が一体となった取組も活発化してきており、今後の自然環境施策を進める上で、県民との協働・連携は重要な視点です。

平成14年には、県民参加の森林づくり運動の拠点施設としてドングリランドビジターセンターが公洲森林公園西植田地区に整備され、NPOの管理・運営により森林の手入れやクラフト教室、バードウォッチングなどの行事が行なわれています。また、同年には、環境教育の拠点施設として五色台ビジターセンターが、環境省により整備され、ボランティアによる自然観察会や自然体験キャンプなどの活動が実施されています。

3 自然環境保全に係る近年の主要課題

直接間接を問わず、様々な人間活動により自然環境は影響を受けています。本県において特に今後

の取組が必要な問題として次の3事項を挙げます。

第1の課題は、人間活動の縮小・撤退に伴う自然環境の変化です。

本県の自然環境の特徴は、人為の働きかけにより維持されてきた二次的な自然環境が広く見られ、二次林や水田、水路、ため池等によってモザイク状の里地里山生態系が形成されていることです。しかし、社会経済の変化に伴う農業人口の減少により、薪炭林、農用林等として利用されていた二次林が放置されたり、受益農地が減少したため池では、ゆる抜きや土手の草刈りなどの伝統的に行われてきた管理がしだいに行われなくなっています。

その結果、森林ではモウソウチクなどのタケ類が急速に拡大しているほか、進行しているマツ枯れの要因のひとつとして森林の管理放棄が指摘されています。また、明るいマツ林などに生育するゴマクサ、ヤマジソ、オキナグサなどの植物が減少しており、ため池の土手の草原に見られたキキョウ、オミナエシなどの植物やウラナミジャノメ、ウラギンスジヒョウモンなどの昆虫も減少しています。

RDB調査においても、かつては身近に見られた野生生物が数多く絶滅の危機に瀕している実態が明らかになってきています。

一方、放置された森林や農地が増加するに伴い、イノシシ、サル、シカなどの一部の野生鳥獣の個体数、分布域が著しく増加、拡大しており、その結果、深刻な農林業被害が発生しています。

第2の課題は、人間活動の拡大や不適切な行動による野生生物種や生態系への直接的な影響です。

絶滅の危機に瀕している野生生物の減少要因としては、開発や土地利用による生息・生育地の破壊、鑑賞用や商業的利用などによる過剰な採取などが依然として大きく影響しています。

林地開発、埋立、森林や農地から都市的土地利用への転換などのいわゆる開発行為については、高度成長期やバブル期と比べ縮小傾向にあり安定化に向かっているとと言えますが、都市化の進展に伴う里地里山の土地利用転換は依然として進行しており、森林の開発、ため池の埋立、河川の改修、沿岸部での埋立などによる自然環境の改変も続いています。

東讃部のため池に生息しその絶滅が危惧されているニッポンバラタナゴについて見ると、平成6年度から14年度の間37箇所のため池等において自然分布が確認されましたが、このうち17箇所では改修や埋立の工事が行われました。工事が実施される前に他の池に移植を行うなどの対策がとられたことから、平成14年度時点でも32箇所のため池（自然分布18箇所、移植14箇所）で生息が確認されていますが、安定した生息を確保していくためには一層の慎重な行動が求められます。

一方、過剰採取の対象となっている主なものとしては、サギソウ、セッコク、シラン、エビネなどのラン科の植物やシコクカクソウ、ヤマシャクヤク、ユキモチソウ、カンアオイ類など鑑賞価値の高い植物が挙げられ、RDB調査においては約110種に及ぶ植物が採取が原因となって絶滅の危機に追いやられている実態が明らかになっています。

第3の課題は、近年その問題が顕在化するようになった移入種による影響です。

国外又は国内の他地域から野生生物が人為によって移入され、地域固有の生態系や生物相に対する大きな脅威となっている事例が全国的に顕在化しています。

本県の多くのため池にもブラックバス（オオクチバス）、ブルーギル等の肉食性の外来魚が移入されており、その分布域等の実態はまだ十分に把握されていませんが、在来の淡水魚を捕食すること等による影響が拡大していることが懸念されています。また、移入されたタイリクバラタナゴとの交雑

によるニッポンバラタナゴの遺伝子汚染が進行しているおそれがあり、その対策が急務となっています。

第2 自然環境の保全に関する基本構想

1 3つの理念

本県は古くから人間活動が活発に行われ、自然環境への働きかけが強度に行われてきた地域ですが、活発な活動が維持されてきた背景として、自然改変の都度、新たな生態系が創出されるなど、総体としての人間活動が、自然の回復力の範囲内で行われる持続可能なものであったと考えられます。こうした人間と自然との長いかわりあいの中で、他に類を見ない特徴的な自然環境が形成され、自然環境を基盤とする豊かな文化が育まれてきました。

しかし、明治以来の近代化の過程、とりわけ高度成長期における人間活動の規模の飛躍的な拡大により、本県の自然環境にも大規模な改変が加えられてきました。こうした歴史を踏まえ、未来に向かって本県の自然環境を保全し、持続可能な利用を行うためには、本県の自然環境の特質を認識し、その保全の意義を捉えなおすことが必要です。そのため理念として、次の3つの考え方を挙げます。

(1) 豊かな文化の根源

水不足を克服するため築かれた多くのため池や、瀬戸内海に面して築かれた塩田は、自然を上手く利用してきた先人の知恵と努力の集積であり、本県の有する歴史・文化的な資産と言えます。ため池や塩田を築き、日々の営みの中で利用していく中で、自然と共存していくための様々な知識、技術が育まれてきました。例えば、ため池の維持管理や水利には多くの慣行があり、そのひとつに、3年から5年に一度くらいの頻度で冬季の池干しが行われ、この際に魚を捕ったり、水草を刈ったり、栄養分の多い池底の泥を浚って農地の肥料とする慣行があります。これにより池の富栄養化や生態系の遷移が抑えられ、農業用水の水質が良好に保たれてきました。同時に、ため池の環境の安定化を通じて、多様な生物の存続をもたらしました。

また、本県の自然の特徴として、柿本人麻呂の万葉歌が作られた沙弥島、空海によって修築されたと伝えられる満濃池、西行が崇徳上皇の鎮魂の歌を詠んだ白峰、源平合戦の舞台となった屋島、古くからの信仰の対象となってきた金刀比羅宮や四国霊場、水軍の本拠であった塩飽の島々など、歴史、故事、伝承と密接に結びついていることが挙げられます。これらの自然が今日まで残されてきたのは、人々が自然の背後にひそむ歴史や文化の意味を感じとり、そのかけがえのなさを重視してきたからにほかなりません。

このように、自然と対立的な形ではなく、自然と共存する形で様々な知識、技術、豊かな感性や美意識が培われてきました。自然と共生する社会、新たなライフスタイルを築くためには、こうした知識や技術に学ぶことが欠かせません。今後の地域活性化、個性的な地域づくりに、歴史的資産は有効な手がかりを提供するものであり、次世代に継承していくことが重要です。

(2) 持続可能な発展の基盤

人間生存の基盤である環境は、自然の物質循環を基礎とする生態系が健全に維持されることによって成り立っています。生態系は、多様な生物と大気、水、土壌などの要素から構成され、これらが相互に深くかわり持ち、様々なつながりを持っています。

気温・湿度等の調節を通じた気候の安定化、土壌の形成、土砂流出の軽減、水源の涵養、水質の浄化など、様々な生態系の働きによって現在及び将来の人間生存にとって欠かすことのできない基盤条件が整えられています。

(3) 予防的順応的態度

自然と人間との調和ある共存を実現するための基本的態度として次の考え方を挙げます。

- ・人間は、生物、生態系のすべてはわかり得ないものであることを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本としなければなりません。
- ・人間がその構成要素となっている生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることを認識し、その構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則です。このため、生態系の変化に関する的確なモニタリングと、その結果に応じた管理や利用方法の柔軟な見直しが必要です。
- ・科学的な知見に基づき、関係者のすべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択として自然資源の管理と利用の方向性が決められる必要があります。

2 3つの目標

自然環境のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された「自然と共生する社会」を構築するための目標として、次の3点を掲げます。

人間活動と密接に関連しながら育まれてきた香川の自然環境や生物多様性を、人と自然との新たな関係のもとで、保全・修復を進めること。

県内に生息・生育する種に、あらたに絶滅のおそれが生じないようにするとともに、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図ること。

将来世代のニーズにも応えられるよう、自然環境の質の低下をもたらさない持続可能な方法により、県土の利用や自然資源の利用を行うこと。

なお、これらの目標は中長期的あるいは究極的な目標としての性格を持つものですが、「第3」以降に述べる施策の実施を通じて、基本方針の次期見直しまでの5年間に着実に成果を挙げていく必要があります。

3 自然環境の将来像

理念と目標を踏まえ、本県の自然環境の将来像のイメージは次のようなものです。

・手入れされた明るい二次林を縫う遍路道をお遍路さんが歩いている。鬱蒼とした照葉樹林に囲まれた金刀比羅宮は参拝者でにぎわいを見せている。数百年に及ぶ遍路文化や金毘羅信仰が豊かな森林とともに脈々と続いている。

・田園地帯には美しい水田が広がり、人々の手によってため池や水路の自然が復元されている。そこには、かつて絶滅の危機に瀕しているといわれたニッポンバラタナゴやタガメが豊かに生息している。

ため池の土手や畦道ではキキョウやオミナエシが回復し、草原の上には多くの種類のチョウが舞っている。

- ・河川では、源流域の森林、河原の草原、河口部の干潟などの多様な環境が維持・復元され、生き物の生息・生育場所や移動経路としてにぎわいを見せている。

- ・ビルの屋上も緑化され、街路樹による緑陰も豊かな都市部では、涼風に乗って多様な野鳥のさえずりが聞こえる。都市の近郊に目を転じれば、かつて荒涼とした景観を呈していた採石跡地や埋立地にも豊かな緑が見られる。

- ・干潟や藻場が再生され、清らかに輝く瀬戸内海では、子どもたちが潮干狩りや磯遊びに目を輝かせる。

第3 自然環境の保全に関する施策の基本的事項

1 3つの基本方向

本県の自然環境の現状と課題を踏まえて、先に掲げた3つの目標を達成するために展開すべき施策の基本方向として次の3点を挙げます。

(1) 人と自然の新たな関わりの構築

二次林やため池などの二次的自然環境がほとんどを占める本県の自然環境を総体として保全するためには、貴重な自然を厳正的・排他的に保護するという従来の保護の手法のみならず、人の生活・生産活動とのかかわりあいの中で保全していくという考え方が必要です。

里地里山地域では、生活・生産様式の大きな変化に伴い、自然に対する人為、働きかけが縮小することによって、自然環境の質が変化し特有の生物相が消失するなどの問題が生じています。こうした危機に対して、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理や利用を行う新たな仕組みを構築していくための取組を進めます。この際、本県は、自然環境の人為的な管理や利用が集約的に行われ、人と自然との関わりについて豊富な歴史・文化を有することを再認識し、これらに学びつつ人と自然との新たな関係を検討することが重要と言えます。

また、地域の自然環境の保全を進めるため、社会資本整備や生産活動における環境配慮、NPO活動の支援、地権者との管理協定、助成や税制措置等の経済的奨励措置、地域振興・地域づくりとの連携、地域社会における合意形成の仕組など、様々な仕組や手法を検討していきます。

(2) 保全の強化

本県の代表的、典型的な生物相や生態系を保全していくために十分な規模・配置、規制内容、管理水準の確保された保護地域を設ける必要があります。自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物等の既存の保護地域制度について、科学的データに基づく管理の充実、指定の拡充など、保護地域制度がより効果的に機能するために必要な取組を進めます。

また、多くの種が絶滅の危機に瀕しているという現状を受けて、絶滅のおそれのある種の個体数を回復させるための取組を加速化させるとともに、生息・生育上重要な地域における開発等の抑制や、個体の採取を制限する措置のあり方について早急に検討を進めていきます。

(3) 自然環境の再生・修復

高度成長期以降、本県でも各種の開発等により自然環境の改変が進んでいます。今後、自然環境の質を高めていくためには、現状を維持するための保全だけではなく、自然の回復力、自然自らの再生プロセスを人間が手助けする形で、既に改変が進んだ地域における自然の再生・修復を進めることが重要です。

河川における河道の再自然化、生態系に配慮したため池や水路の改修、藻場の再生などの取組も既に進められているところですが、今後、絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境の改善を目的としたため池や水路の修復、人為により移入された外来魚の排除、自然景観の修復など幅広い分野において、改変の進んだ自然環境の再生・修復を積極的に進めていきます。

自然環境の再生・修復の取組においては、どのような自然環境を取り戻すことを目標にするかについて地域の合意を得ることや、科学的知見に基づく順応的管理の考え方を取り入れる必要があることから、これらの点に十分配慮して取組を進めます。

2 5つの視点

自然環境の保全を目的とした施策を展開する上での不可欠な基盤的要件として、次の5つの基本的視点を挙げます。

(1) 科学的認識

自然環境に関する科学的データに基づく理解、認識を、政策決定、取組の基礎とする必要があります。このため、自然環境の現状と時系列的变化に関する科学的なデータの収集・整備、得られたデータや知見を広く公開・提供するための情報システムの整備が重要です。そして、調査研究を担う専門家の人的・組織的な充実を図る必要があります。

(2) 風土性の捉えなおし

自然環境は、日々の暮らしの中で風景として眺められ、自然と人間の関係の長い積み重ねによって、地域の風土やアイデンティティを形成し、人々の誇りの根源とさえなってきました。このように、私たちの暮らしや習慣、美意識に至るいわゆる文化は、地域の固有の自然の上に成り立ってきました。

明治以来の近代化、とりわけ戦後の歴史が、経済や利便性を向上させたという意味で大きな成功を挙げたことは明らかですが、その反面で、風景を貧弱なものとし、自然との関係における人々の生活の豊かさを奪ってきたことも否めない事実です。

今後、人々が自らの身近な自然に再び目を向け、地域の文化と自然環境の持つ固有の価値を再認識することが、社会の環境意識の向上や、人と自然と新たな関係の創造につながるものと考えられます。

自然環境の保全の方向性や水準について検討する際にも、地域の風土性を常に意識する必要があります。

(3) 統合的アプローチ

県土全体において、自然環境の保全と持続可能な利用を確保するためには、環境の側面だけを切り離しては問題が解決されません。社会的側面、経済的側面を含め統合的に問題を捉えていくことが不可欠です。このため、各種の開発整備や土地利用に関する各種計画とも関連づけていくことが重要です。

(4) 知識の共有・参加

情報公開・参加・合意形成

自然環境の保全に向けた取組を有効に進めるためには、積極的な情報公開によって、県民、企業、民間団体、研究者等の多様な主体の幅広い参加を促し、自然環境の保全管理や利用の方向、水準等について合意形成を図っていくことが必要です。

特に里地里山地域のように多様な価値や機能が錯綜する地域において、自然環境の保全と利便性、経済性等の利用上の価値とを調整していくためには、一律の水準を設定することにより対応するのではなく、それぞれの地域における社会的合意形成プロセスを通じて最適な水準を見いだしていくという考え方が必要となります。

環境教育・環境学習

環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する関心を喚起し、意識を向上させ、行動への環境配慮の織り込みを促進するものです。社会全体の環境意識の向上を図るとともに、希薄化した自然と人間の関係を再構築する上からも重要であり、自然環境の保全上、環境教育・環境学習を有効な政策手段と位置づけ推進する必要があります。

学校から社会、都市から自然地域のフィールドまで様々な環境教育・環境学習の場・機会・プログラムの提供を進め、単なる知識の伝達にとどまらずに、直接的な自然体験、保全活動への参画、農林漁業者の暮らし方にふれることなどを通じて、自然に対する感性や自然を大切に思う心を育て、地域で伝統的に培われてきた知識や技術を学ぶことも重要です。

(5) 連携・協働

自然環境保全施策を推進する上で、市町、県民、企業、民間団体、ボランティア、専門家等の多様な主体間のより緊密な連携が必要です。

例えば、各地域の自然環境の保全については、市町や地域の住民が主体となって、地域の特性に応じた計画づくりを進め、県は指針の作成や自然環境データの情報提供等を通じて支援するなど、役割を分担しつつ連携を図ることが必要です。また、本県では、「どんぐり銀行」の活動として、県民参加による植林や下刈りなどの森林づくりが活発に行われていることから、こうした取組をモデルとして、各主体との連携・協働のあり方を検討し、取組を進めていく必要があります。

3 自然環境の類型ごとの対応方針

本県には、点在する島々や半島から構成される瀬戸内海の多島海景観、溶岩台地（メサ）、円錐形の弧峰（ビュート）が点在する讃岐平野の田園景観、田園の背後の山並みを形成する讃岐山脈などから構成される特徴的な景観を基盤として、多様な自然環境が存在しています。県土全体としての自然環境の質を維持し、向上を図るためには、県土の骨格を構成する空間ごとに、そこに成立している自然環境の特性に応じた保全や利用を行うことが必要です。ここでは県土を6つの空間に区分しそれぞれの類型について自然環境保全の取組の方針を述べます。

(1) 自然植生が分布する地域

本県の自然植生はごく僅かにしか残されておらず、それらも小面積のものが点在している状態にあります。自然植生の地域やその周辺には、絶滅のおそれのある種も多く、固有の生態系が成立しています。小規模な人為に対しても影響を受けやすいことから、保護地域の指定により人為的な行為をできるだけ排除していくことを基本とします。

讃岐山脈の尾根部にある大滝山のブナ林、大川山のイヌシデ林、琴平山や藤尾山の社寺林に見られるシイ・カシ林、小豆島寒霞渓の集塊岩地域の自然植生は、いずれも自然公園や自然環境保全地域に含まれることから、今後ともこれらの保護地域の規制に基づく厳正な保護管理を行います。

(2) 里地里山地域

様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた広大な地域であり、二次林、農耕地、ため池等がモザイク状に混在する環境が、絶滅のおそれのある種を含む多様な生物の生息・生育空間となっています。自然植生の地域とともに、本県の生物相を支える重要な役割を果たしてきた地域と言えます。

す。

農山村に定住してきた人々の長い営みの中で、自然と人間の共生関係が維持され、様々な知識や技術も培われてきました。しかし、生活や農業の近代化に伴い、二次林は手入れや利用がされなくなり、農地やため池の形態も変化してきました。農業人口の減少などにより、耕作放棄地も増加しており、この地域特有の多様な生物の生息・生育環境の質が低下しつつあります。

水田、水路、河川等の中で生物の行き来ができるようにすることや、定期的に行われてきたため池の池干し等の管理を復活することにより、生物相を回復させることができるなど、里地里山地域は多様な生物が分布できる潜在的な能力を持っています。このため、伝統的な知識や技術にも学びつつ、機能の低下している環境の再生・修復を進め、この地域の持つ潜在的な能力を発揮させることが重要です。

また、従来からの管理活動に加えて、新たな担い手としての県民やNPO、ボランティアなどの様々な主体の参加が期待され、一方では、土地の所有権や水利権など様々な利害の錯綜する地域でもあることから、この地域の保全においては、関係者の合意形成が特に重要です。

こうしたことを踏まえ、里地里山地域において、管理技術の確立や関係者の合意形成に関する実験的な取組を進め、将来的には多くの地域で同様の取組が進められることを目指します。

(3) 河川

河川は、水生生物や水鳥をはじめ多様な生物の生息・生育の場であることに加え、森林、農地、都市、沿岸域などの生態系をつなぎ、生態的ネットワーク形成上重要な要素です。

これまで河川沿いの河畔林は、農地や宅地として開発され、また河川の改修や水質汚濁に伴い、河川生態系は大きな影響を受けてきました。河川は、ため池と並んで、絶滅のおそれのある野生生物が集中する水辺環境となっています。

このため自然河岸や河川周辺の河畔林を極力保全するとともに、河道の再自然化や河畔林の修復を進めます。また、上流から下流の間や、河川と水路、農地の間での生物の移動を可能とする連続性を維持・回復することにより、河川生態系の修復を進めます。

(4) 海岸、浅海域を含む瀬戸内海

陸域、陸水域、海域が接し、それらの相互作用の下にある浅海域は、干潟、藻場などが分布し、多様な生物の生息・生育の場、豊かな生物資源の生産の場、水質の浄化、自然とのふれあいの場など、様々な機能を有しています。また、海岸には砂浜や断崖などその形状に応じて特有の動植物がみられます。一方、人口や産業の多くが海岸近くに集中したことから、埋立や水質汚濁等の強い圧力を受け、面的な減少や環境の劣化が進んできた場所でもあります。

海岸及び浅海域において、生物の生息・生育の場として重要な干潟、藻場、自然海岸については保全を基本とします。加えて、沿岸の人工化が進展した地域において、干潟、藻場などの再生を進めることにより、浅海域生態系の修復を進めます。

また、海岸部の埋立地や採石跡地などについては、土壌条件が劣悪であったり、土壌そのものが失われていることが要因となって、緑化が成功していないケースが見られます。このため、植物の生育に厳しい環境のためにこれまで緑化が進んでいない地域を対象に、緑化技術を確立する実証的な試験を実施していきます。

(5) 島嶼地域

本県は110を超える島嶼を有し、面積、地形、土地利用などの条件の違いから、島嶼によって独特の生物相が見られます。小豆島には、ショウドシマレンギョウ、カンカケイニラの2種の固有種が見られ、これらの種の存続を確保していくことは、本県の生物多様性の保全の上で極めて重要です。

また、島嶼地域には比較的多くの自然海岸や海浜植物の群落が残されており、これらは保全していくことを基本とします。

島嶼地域の特徴ある生態系や生物相は、小面積であり人為の影響を受けやすいことから、慎重な配慮が必要ですが、地域の貴重な資産として地域づくりに活かしていくことも大切です。

(6) 都市地域

都市の公園緑地や街路樹は、快適な環境(アメニティ)の創出、防災機能の向上など様々な役割を持っています。都市公園、道路、港湾等の公共空間の緑地、さらに学校や民間団体等によるビオトープ、企業所有地や住宅地の緑地など、様々な主体による緑地の整備を進めることが重要です。

省エネルギー等の観点から注目されている屋上緑化や壁面緑化についても、野鳥や昆虫などの生息場所を提供するという役割が期待されます。また、都市内であっても、緑地間のネットワークが上手く形成されると、多様な生物相を支えうることから、生物の生息にも寄与するような緑地の配置についても考慮することが必要です。

4 主要テーマ別取扱方針

今後速やかに実施すべき主要な施策テーマについて取組方針を述べます。これらの施策テーマについては、新基本方針の次期見直しまでの5年間に着手し、成果を挙げていくことを目指します。

(1) 二次的自然環境の保全と再生

機能の低下している里地里山の二次的自然環境を保全・再生していくためには、地域ごとの自然的・社会的な条件を踏まえ、人の生活・生産活動と地域の自然環境の保全が調整されるようなシステムがそれぞれの地域において必要になります。

このため、二次的自然環境の保全・再生に関する取組の端緒として、ため池を核として一定の広がりをもつ流域を対象に、人為的管理の実践的手法や実施体制、環境学習のあり方等を検討するためのモデル事業を実施します。

モデル事業の実施に当たっては、ため池の土地所有者、水利関係者、農家、地域住民に加え、関心を有するNPO、ボランティアや県民など様々な主体の参加を呼びかけ、ワークショップの開催により、ため池の環境管理の目標や具体的な活動内容について討議するなど、合意形成を図るプロセスについても実証的なものとしていきます。

さらに、モデル事業の実施状況について広く情報提供することやシンポジウムの開催等により、二次的自然環境が有する価値や保全の意義について、県民への普及を図ります。

二次的自然環境を有する地域は広大であり、問題への対応については中長期的な観点から検討する必要があります。前述のモデル事業のような具体的取組を実施しつつ、二次的自然環境を保全・再生する上での問題点を整理分析し、以後の施策に活かしていきます。

(2) 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、代表的、典型的な生態系や多様な生物の生息・生育の場として重要な地域について、対象地域の特性に応じて十分な規模、適切な配置、規制内容、管理水準が確保された保護地域の体系を設けていくことを基本とすべきです。しかし、保護地域の指定実態、管理水準の現状は十分なものとは言えないことから、保護地域制度がより効果的に機能するよう次の取組を進めます。

RDB調査の結果等を活用して生物多様性の保全上重要な地域を特定するための作業を進め、自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物等の指定の拡充、保護地域の管理の充実及び生態的ネットワークの形成に活かしていきます。

自然公園法の改正により、瀬戸内海国立公園の特別地域内における希少な動物の捕獲、土石・廃棄物等の集積・貯蔵等の行為が制限されることから、大滝大川県立自然公園の特別地域についても同様の規制が行えるよう香川県立自然公園条例を改正したところであり（平成15年3月24日公布）、今後、RDB調査の結果等を活用して捕獲制限の対象となる動物を指定することにより、生態系保全対策を強化します。

(3) 野生生物の保護管理

野生生物は、特定の種に限らず生物全体が自然環境の構成要素であり、将来にわたって存続させていく必要があります。しかし、県内では、絶滅の危険性が高い種が多く見られる一方で、逆に個体数が増加し、農林業等への被害を増大させている種がいること、また、移入種の侵入が在来の野生生物に影響を与えている可能性があるなど、野生生物の生息・生育状況に急速な変化が生じています。

こうした状況を踏まえ、野生生物の適正な保護と管理を図るため次の取組を実施します。

平成15年度に予定している香川県版レッドデータブックで、特に絶滅の危険性が高いカテゴリーにランクされる種について、保護地域の指定や生息・生育環境の改善など、対象種の特性に応じた対策を実施することにより、絶滅要因を解消し、個体数の回復を図っていきます。また、過剰採取等が要因となって絶滅の危機に瀕している種が多く見られることを踏まえ、これらの捕獲・採取を制限するための措置のあり方について検討を進めます。

農林業等への被害を増加させている野生鳥獣のうち、小豆島に生息するシカ個体群については、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく特定鳥獣保護管理計画により、捕獲による個体数調整、被害防除施設の設置等を計画的に実施するとともに、対策の効果をモニタリングにより把握し、農林業被害の軽減と個体群の絶滅の回避を実現していきます。また、イノシシ、サルなど、全県的に増加が見られる鳥獣についても生息状況や被害発生状況に関する情報を収集・整備し、科学的、計画的な個体群の管理に努めます。

淡水魚をはじめとする水生生物に影響を及ぼしている可能性の高いブラックバス、ブルーギル等の移入種を対象として、分布の状況等の基礎的情報の収集や在来種への影響の度合いを把握するための調査を実施するとともに、予防的観点からの措置として、移入種による影響を低減・排除する具体的手法を検討するためのモデル事業を実施します。

また、移入されたタイリクバラタナゴとの交雑によるニッポンバラタナゴの遺伝子汚染が進行しているおそれがあるため、交雑状況を把握するための遺伝子解析による種の同定手法を確立し、具体的な対策の検討に活用していきます。

その他の移入種についても分布状況等の情報収集に努め、必要な対策を検討していきます。

(4) 自然環境データの整備

自然環境の保全に関する諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行うに当たっては、自然環境の現状と時系列変化を的確に捉える科学的かつ客観的なデータを収集・整理することが不可欠です。

このため、RDB調査で収集された希少野生生物の分布状況についての情報システムを構築し、情報を広く公開することにより、社会資本整備や土地利用に係る環境アセスメントや、市町、NPO、ボランティアなどの保全活動の基礎資料として提供していきます。また、情報システムのデータを更新するためのモニタリング調査を定期的実施し、希少野生生物の分布の時系列変化を把握することにより、適切な保全対策に活かしていきます。

また、植生、普通種を含む動植物の分布、典型的な生物相や生態系を有する保護地域の状況等に関する自然環境データの効果的な収集方法を、研究機関、専門家との緊密な連携を図り、検討していきます。

(5) 自然とのふれあいと環境教育・環境学習の推進

歴史・文化が蓄積する本県は、環境と人間の関わりを学ぶ場所として優れており、この特性を活かし、地域で伝統的に培われてきたため池や水路の管理活動への参加や、塩づくりの体験など、単なる知識の伝達にとどまらない環境教育・環境学習の場・機会・プログラムの提供を進めます。

ドングリランドビジターセンターや大滝大川県立自然公園センター、五色台ビジターセンター等の関連施設の有効活用やこれらの施設で行なわれている活動との連携を進めるほか、自然観察会等の活動を実施しているNPO、ボランティア等とも連携を図り、自然体験活動の充実を進めます。

また、自然公園等を中心に、県民が身近に自然と触れ合い、自然について学ぶことができる場の創出を進めるとともに、前述のため池におけるモデル事業や野生生物の生息環境の改善等の活動についても環境教育・環境学習の場として積極的に活用していきます。

5 施策の効果的実施

新基本方針の効果的な実施を確保するため必要な事項として次の3点を挙げます。

(1) 各主体との連携

自然環境の保全は、県民の社会経済生活の全般に関わることから、市町、県民、事業者のそれぞれが新基本方針に沿って、共通の認識の下に、互いの連携、協力を密にして行動することが重要です。社会の構成員であるすべての主体が参加、協力、行動することによって、初めて新基本方針の目的が達成され、「自然と共生する社会」が実現されるものと考えます。

このため、新基本方針に示された施策の実施に際しては、多様な主体の積極的な参加、協力を得ていくほか、新基本方針の趣旨や取組の必要性についての普及啓発を進めます。

(2) 各種計画との連携

新基本方針に基づく施策は、香川県新世紀基本構想、香川県環境基本計画等の県政運営や環境保全に関する基本的な構想・計画を踏まえて策定、実施します。

土地利用や社会資本整備などに関する行政分野の各種方針・計画に基づく施策は、この基本方針に

示された基本的な方向を踏まえて策定、実施し、整合性を確保するとともに、相互の一層の連携を図ります。

また、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある計画・施策については、新基本方針の基本的な方向に沿ったものとなるよう、十分な配慮を組み込みます。

(3) 基本方針の見直し

自然環境の状況や社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するため、5年程度を目途として、新基本方針の実施状況を点検し、必要な見直しを行うこととします。

参 考 资 料

香川県自然環境保全基本方針改正の経緯

平成14年	6月17日	香川県自然環境保全基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置
	7月4日	検討会第1回会合開催 （自然環境の現状と課題について討議）
	8月22日	検討会第2回会合開催 （全国各地の里地里山保全活動について話題提供があり、新しい基本方針に盛り込むべき事項について討議）
	10月24日	検討会第3回会合開催 （新しい基本方針の骨子について討議）
	12月19日	検討会第4回会合開催 （基本方針の改正案について討議後、検討会としての改正案を了承）
平成15年	1月29日	基本方針の改正案に対するパブリックコメント(県民の意見)を募集
~	2月28日	
	3月14日	知事より香川県環境審議会（会長 岡市友利 前香川大学学長）に基本方針の改正を諮問
	3月25日	香川県環境審議会自然環境部会開催 （基本方針の改正案について審議）
	4月15日	香川県環境審議会より知事に、諮問案のとおり改正することが適当である旨答申
	4月25日	香川県自然環境保全基本方針の改正を決定

香川県環境審議会自然環境部会委員名簿

平成 15 年 3 月 1 日現在

部会長	吉田重幸	元香川大学農学部教授
委員	市原信男	山陽四国地区自然保護事務所長
"	香川一水	栗林公園動物園園長
"	亀井広	香川県議会議員
"	坂口哲夫	四国地方整備局企画部長
"	篠畑嘉信	香川県森林組合連合会専務理事
"	田所一男	高松市立川岡小学校校長
"	中島章	日本野鳥の会香川県支部長
"	丹羽佑一	香川大学経済学部教授
"	平野キヨシ	翻訳家
"	増田拓朗	香川大学工学部教授
"	松本訓正	中国四国農政局生産経営部長
"	松本慎之助	香川県猟友会副会長
"	渡辺孝男	四国森林管理局香川森林管理事務所長

香川県自然環境保全基本方針検討会委員名簿

平成 15 年 3 月 1 日現在

座 長	吉 田 重 幸	香川県環境審議会自然環境部会長
委 員	金 子 之 史	香川大学教育学部教授
”	末 広 喜代一	香川大学教育学部教授
”	竹 田 純 一	里地ネットワーク事務局長
”	西 田 正 憲	奈良県立大学地域創造学部教授
”	村 上 英 二	かがわ自然観察会代表

パブリックコメント（県民の意見）の結果概要

1．意見募集期間

平成15年1月29日（水）～平成15年2月28日（金）まで

2．意見の概要

（1）意見提出者数 3名・1団体

（2）意見の数 12件

（3）意見の要約

（鳥獣の保護管理に関するもの）

- ・ 個体数が増加しつつあるカワウについて、全県的な調査・対策を実施し、特定鳥獣保護事業計画の対象とするべきであり、県の対応を基本方針に明記すべき。
- ・ カワウ、サギ類などの魚食性の鳥が増加しているため、個体数の変動を調査し、漁業被害の低減に努めるべき。
- ・ ヤマドリ、ヤマシギ、ウズラについて、狩猟鳥獣からはずすことを検討してほしい。

（傷病鳥獣に関するもの）

- ・ 傷病鳥獣保護施設を作るより、人為的な傷病鳥を作らないような環境整備の方が大切である。

（移入種に関するもの）

- ・ アライグマ、フェレットなど野生化するおそれのある輸入鳥獣の管理の徹底と、既に野生化しているハッカチョウについて、同様の生態を持つムクドリへの影響を早急に調査すべき。
- ・ 遺伝子汚染を防ぐため、また、間違った野鳥保護意識を植えつけないためにも、コジュケイ、ヤマドリ、キジの放鳥を早急に禁止すべき。
- ・ 小中学校の体験学習で使用されたアイガモを放鳥するのは愚の骨頂であり、自分たちが育てたアイガモを食べることも、子供たちが命の大切さを学ぶ上で重要である。
- ・ バスフィッシングを規制すべき。

（開発に関するもの）

- ・ 道路を作り過ぎている。
- ・ 小豆島寒霞溪の登り口のダム建設に反対する。

（その他）

- ・ マリンジェットバイクを規制すべき。
- ・ 農薬を規制すべき。